

令和8年度グリーン購入法に係る 特定調達品目の検討方針等（案）

1. 令和7年度基本方針見直しの概要
2. 令和8年度における検討方針等（案）
3. 特定調達品目検討スケジュール（案）

令和8年8月3日

1. 令和7年度における見直し等の概要

2. 令和8年度における検討方針等（案）

2.1 重点検討事項

- ① **2段階の判断の基準の活用に係る検討**
- ② **分野横断的な判断の基準等の設定に係る検討**
- ③ **資源有効利用促進法に基づく認定資源有効利用・脱炭素化促進製品に係る検討**

2.2 グリーン購入の取組の更なる促進に向けた対応

- ① **地方公共団体におけるグリーン購入の取組拡大に向けた対応**
- ② **環境ラベルの活用を通じたグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応**
- ③ **国による環境物品等に係る情報提供の拡充**

1. 令和7年度における見直し等の概要

令和7年度における基本方針の見直し等の概要は以下のとおり

- 前文に「再使用品（リユース品）」の積極的な利用を図る旨追記
➔ 環境省において令和8年3月に「**リユース等の促進に関するロードマップ**」策定
- 2段階の判断の基準の更なる活用等
➔ 新たな品目の追加、繊維製品に係る判断の基準の強化（CFP算定・開示、製品使用後の回収システムの構築など2段階の判断の基準の設定を含む）、省エネルギー性能の強化等を実施
- 認定プラスチック使用製品への配慮を基本方針に反映
➔ プラスチック資源循環法に基づく設計認定基準が策定されたことを受け、認定プラスチック使用製品（4つの製品分野）について基準値1又は判断の基準として設定
- 繊維製品に係る判断の基準等の見直し（繊維to繊維の促進など）
- マスバランス方式によるバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入
➔ バイオマスプラスチック等の再生可能資源の活用拡大を図る観点から、マスバランス方式（バイオマス由来特性の割当）を導入
- 新規追加は**3品目**、判断の基準等を見直した品目は**41品目**※
※ 共通の配慮事項、バイオマス特性を割り当てるマスバランス方式、バイオベース合成ポリマー含有率等に係る記載は除く

令和8年度からは**新規追加3品目**、**判断の基準等を見直し41品目**
合計22分野291品目

2.1 重点検討事項

① 2段階の判断の基準の活用に係る検討

○ 先端的な環境物品等の初期需要創出への貢献

- ✓ 2段階基準（基準値1）を活用した品目・判断の基準の設定
 - 脱炭素社会（ネット・ゼロ、GX推進）、循環型社会（循環経済）及び自然共生型社会（ネイチャーポジティブ）等の実現に寄与する項目を積極的に選択
 - 再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充等によるインセンティブの付与を通じ、普及が困難なリサイクル製品等の初期需要創出に貢献

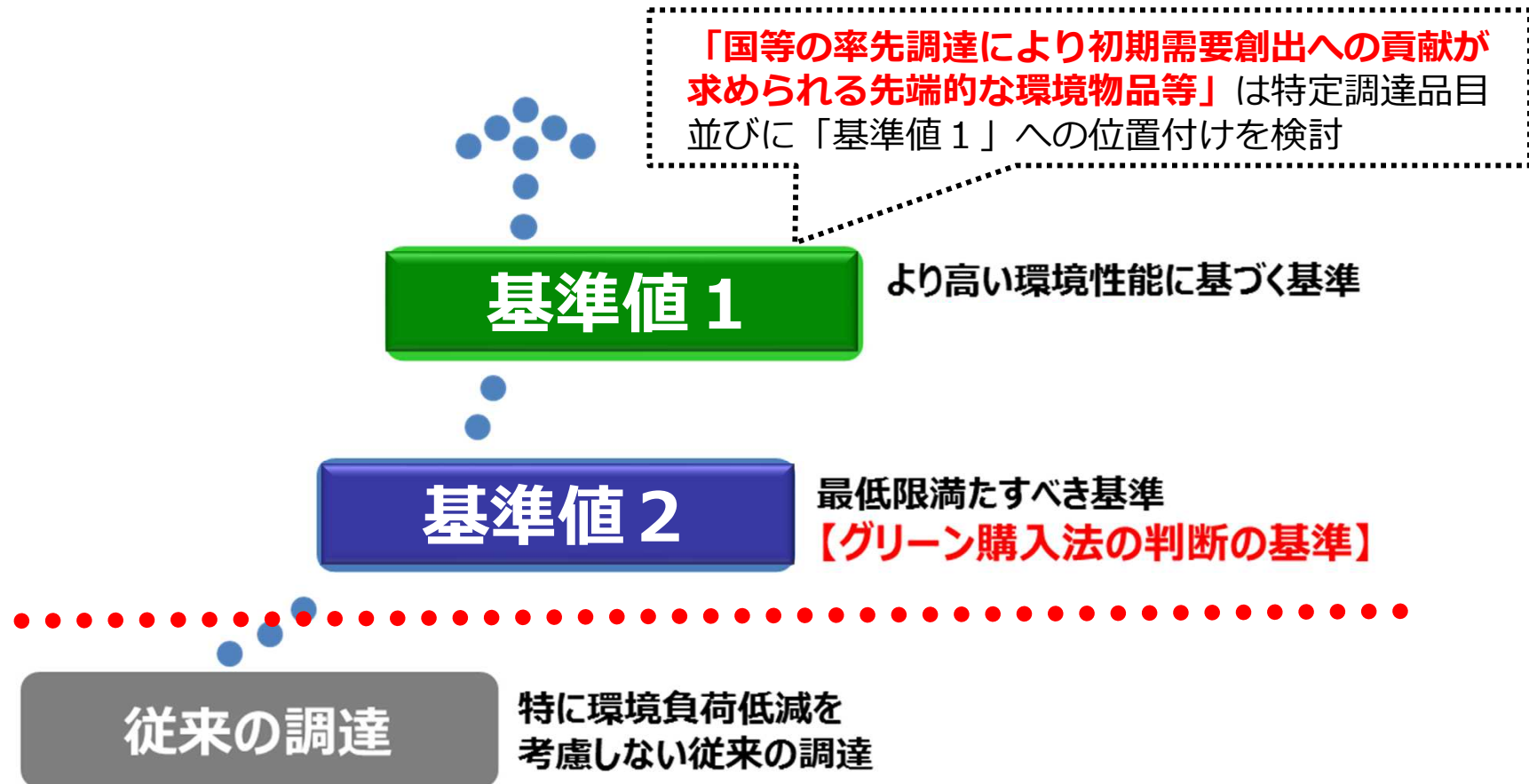
○ 基準値1（より高い環境性能に基づく基準）による率先調達

- ✓ 各機関の調達方針において基準値1及び基準値2それぞれについて定量的な調達目標を設定するとともに、基準値1による調達目標を高く設定するよう促す
 - 2段階の判断の基準による調達目標の設定状況、調達実績を確認し、当該品目に係る基準等の見直しに適切に反映
- ✓ 2段階の判断の基準の調達者・供給者双方への理解の促進
 - 2段階の判断の基準の考え方を変更した初年度である令和7年度調達実績の詳細なフォローアップ及び分析、分析結果を踏まえた調達実績の公表方法の検討
- ✓ レピュテーション効果の活用や好事例の横展開の検討

○ 中長期的なあり方及び基本方針への反映方策の検討

- ✓ 2050年カーボンニュートラル、循環経済等の各種目標の達成に向けて、関連計画と整合する形で、グリーン購入法の中長期的なあり方について検討するとともに、可能な事項から反映
 - 環境配慮技術や物品等の公共調達による後押し、基準値1を積極活用した調達の検討

【参考】2段階の判断の基準の考え方



○基準値 1 の明確化・運用改善を図るため、令和 6 年度より以下の内容を基本方針へ位置付け

- 見直しに当たっては「基準値 1」が常に市場を牽引できるようにより高い環境性能を示す基準とするとともに、併せて「基準値 2」の水準の引き上げ（**全体のレベルアップ**）
- 各機関は「基準値 1」及び「基準値 2」の定量的な調達目標を設定し、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値 1」を調達（**基準値 1 の調達推進**）
- 国（環境省）は各機関の調達方針及び調達実績をとりまとめ、必要に応じ、「基準値 1」及び「基準値 2」による調達の取組状況を比較して公表（**フォローアップ**）

2.1 重点検討事項

② 分野横断的な判断の基準等の設定に係る検討

○ 分野横断的又は分野共通の判断の基準等の検討

- ✓ 分野横断的又は分野共通の判断の基準等の設定・拡充等に係る検討
 - 鉄鋼については、削減実績量に係る日本LCA学会における議論を受けて検討
 - その他の事項についても、2段階の判断の基準の活用の可能性を含めて検討

○ カーボンフットプリント等に係る取組の促進

- ✓ 基準値1としての個別品目への設定について検討
 - 「カーボンフットプリント ガイドライン」に整合した算定ルール策定に向けた業界団体等の取組の進展等を踏まえつつ、個別品目への2段階の判断の基準又は配慮事項としての設定

○ モノの所有からサービスへの転換、リユース等の活用に向けた検討

- ✓ 調達総量の削減等を図るため、リユースやシェアリング等の活用について判断の基準等の見直しと併せて検討
- ✓ 令和8年3月に策定された「リユース等の促進に関するロードマップ」（環境省）を踏まえたリユース市場の拡大・需要創出に向けた検討

【参考】CFP等の判断の基準等への設定状況

分野又は品目	CFP	C-オフセット	閣議決定 ^{注2}	備考
トイレトーパー、ティッシューパー	配慮事項	—	令和8年2月	
文具類（全87品目）	配慮事項	—	令和5年2月	
オフィス家具等（全12品目）	配慮事項	配慮事項	令和5年2月	
コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	基準値1	配慮事項	令和5年2月	
プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ	配慮事項	—	令和7年1月	
トナーカートリッジ、インクカートリッジ	配慮事項	—	令和8年2月	本体機器のCFPでも可
プロジェクタ	配慮事項	—	令和5年12月	
シュレッダー	配慮事項	—	令和5年12月	
一次電池又は小形充電形電池	配慮事項	—	令和7年1月	
携帯電話、PHS、スマートフォン	配慮事項	—	令和7年1月	
テレビジョン受信機、電気便座	配慮事項	—	令和5年2月	
電子レンジ	配慮事項	—	令和7年1月	
ストーブ	配慮事項	—	令和7年1月	
温水器等（全4品目）	配慮事項	—	令和5年12月	
LED照明器具、電球形LEDランプ	配慮事項	配慮事項	令和5年2月	
LEDを光源とした内照式表示灯	配慮事項	配慮事項	令和5年12月	
乗用車用タイヤ	配慮事項	—	令和8年2月	
消火器	配慮事項	—	令和5年2月	
金属製ブラインド	配慮事項	—	令和7年1月	
制服、作業服、帽子、靴	基準値1	—	令和8年2月	基準値1はAND要件
カーテン、布製ブラインド、毛布、ふとん、マットレス	配慮事項	—	令和8年2月	
タイルカーペット	基準値1	配慮事項	令和5年2月	基準値1はOR要件
ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん	配慮事項	配慮事項	令和5年2月	
作業手袋	配慮事項	—	令和8年2月	
集会用テント、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ	配慮事項	—	令和8年2月	
ブルーシート	基準値1	—	令和8年2月	基準値1はOR要件
太陽熱利用システム	配慮事項	—	令和8年2月	
印刷	基準値1	基準値1	令和7年1月	基準値1はOR要件
飲料自動販売機設置	配慮事項	—	令和8年2月	自動販売機本体に適用
プラスチック製ごみ袋	配慮事項	—	令和7年1月	

注1：共通の判断の基準の「原材料に鉄鋼が使用された物品」は当該物品に使用している鉄鋼のCFPの算定・開示が必要

注2：「閣議決定」の年月はCFP又はカーボン・オフセットを新たに判断の基準等に設定した時期

2.1 重点検討事項

③ 資源有効利用促進法に基づく認定資源有効利用・脱炭素化促進製品に係る検討

- ➡ 令和8年4月に施行された資源有効利用促進法に基づく**資源有効利用・脱炭素化促進設計指針の策定**及び**設計認定基準**が策定された製品分野については、グリーン購入法上の特定調達品目ごとの判断の基準等に照らし、**認定資源有効利用・脱炭素化促進製品**（以下「認定製品」という。）の調達の推進を促すための配慮のあり方について検討することが必要
- ➡ 令和8年度においては、資源有効利用・脱炭素化促進設計指針及び設計認定基準に係る議論の進捗を踏まえつつ、**認定製品の調達を推進を促すための検討**を実施。主要な検討事項は、以下のとおり
 1. 認定製品への配慮のあり方に係る検討
 2. 認定製品と特定調達品目との関係整理
 3. 認定資源有効利用・脱炭素化促進設計指針と判断の基準等の体系的整理
 4. 2段階の判断の基準の活用に係る検討
 5. 再資源化事業者等との連携に係る検討
 6. 調達上の支障等に係る検討

■ 認定資源有効利用・脱炭素化促進製品の調達の推進

- ➡ 資源有効利用促進法は、平成13年の法施行以降3Rを柱として運用されてきた一方で、循環利用率は2割程度に止まり、資源循環のさらなる高度化が課題
- ➡ 近年は、世界的な資源制約や地政学リスクの高まりにより、再生資源を含む資源の安定確保の重要性が増加。資源自給率の低い我が国においては、国内における資源循環の強化が、環境政策のみならず、産業競争力や経済安全保障の観点からも不可欠
- ➡ EUを中心にサーキュラーエコノミー（CE）を軸とした製品設計・再生材利用等に関する規制が強化されており、製品の設計段階から資源循環性や脱炭素性を確保する制度への転換が国際的な潮流となっているところ
- ➡ こうした状況を踏まえ、令和7年に成立した改正資源有効利用促進法は、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進」と一体となり、再生資源利用の拡大や環境配慮設計の促進を図るための抜本的な制度見直しを行ったもの。特に、資源有効利用・脱炭素化促進設計に基づく認定制度の創設は、製品の設計段階から資源循環と脱炭素の両立を図ることを目的としており、同法第32条においては、同法第30条に基づき主務大臣の認定を受けた資源有効利用・脱炭素化促進設計に係る製品について「グリーン購入法に基づく調達の推進が図られるよう十分配慮する」ことが規定されたところ

令和8年度においては、資源有効利用促進法に基づく認定製品について、グリーン購入法の枠組みの中でどのように位置づけ、調達の推進にどのような配慮を行うべきか（配慮のあり方）について、具体的かつ体系的に検討することが必要

➡ 資源有効利用促進法に基づく認定製品の調達に関する懇談会を設置・検討

○ 資源有効利用促進法改正のポイント

- ① 再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）
- ② **環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）**
- ③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）
- ④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- 現行法では、リサイクルの容易化や省資源化など、環境配慮設計を進めるべき製品（50品目）を指定。
- 他方、環境配慮設計が特に優れた製品を積極的に評価し、全体レベルを底上げする仕組みがなかった。
- このため、ライフサイクル全体の環境負荷低減に特に優れた環境配慮設計（資源有効利用・脱炭素化促進設計）を認定する。
- 認定を受けた製品について、①国による公表と周知、②差別化できる製品表示、③グリーン購入法における国の調達の基本方針における配慮、④関連設備投資への産廃処理施設整備法の指定法人による債務保証等、⑤事業者等の使用努力義務を規定。

事業者が従うべき判断基準

<家電・複写機の例>

（リサイクルの容易化）

- **構造の工夫**（解体・分別が容易な設計）
- **原材料の工夫**（原材料の種類数の削減、添加物の不使用等）

（省資源化）

- 原材料等の使用の合理化
- 長期間の使用の促進
- 修理等の機会の確保

優れた環境配慮設計の例

<家電>



- ✓ 再生プラスチックを40%以上使用
- ✓ 塗装や印刷などを極力排除（リサイクルのしやすさに配慮）
- ✓ 廃棄時にリチウムイオン電池を分別しやすい設計

出典：日立グローバルライフソリューションズ株式会社H P

<複写機>



- ✓ 部品リユース率は最大84%
- ✓ 部品点数の削減
- ✓ 解体した部品の運搬の容易化
- ✓ 分解、清掃、分類しやすい製品設計

出典：富士フイルムホールディングス株式会社H P

指定省資源化製品及び指定再利用促進製品

指定再利用促進製品50品目

指定省資源化製品19品目

1	自動車
2	パーソナルコンピュータ
3	ユニット型エアコンディショナー
4	ぱちんこ遊技機
5	回胴式遊技機
6	テレビ受像機
7	電子レンジ
8	衣類乾燥機
9	電気冷蔵庫
10	電気洗濯機
11	収納家具
12	棚
13	事務用机
14	回転いす
15	石油ストーブ
16	ガスこんろ
17	ガス瞬間湯沸器
18	ガスバーナー付きふろがま
19	給湯機

20	浴室ユニット
21	電源装置
22	電動工具
23	誘導灯
24	火災警報設備
25	防犯警報装置
26	自転車
27	車いす
28	プリンター
29	携帯用データ収集装置
30	コードレスホン
31	ファクシミリ装置
32	交換機
33	携帯電話用装置
34	MCAシステム用通信装置
35	簡易無線用通信装置
36	アマチュア用無線機
37	複写機
38	ビデオカメラ

40	ヘッドホンステレオ
41	電気掃除機
42	電気かみそり
43	電気歯ブラシ
44	非常用照明器具
45	血圧計
46	医薬品注入器
47	電気マッサージ器
47	システムキッチン
48	家庭用電気治療器
49	電気気泡発生器
50	電動式がん具

注：太字・マーキングされた品目はグリーン購入法の特定調達品目に一致又は関連する品目

対象指定製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

(1) 資源の有効な利用に関する項目	①原材料等の使用の合理化	②耐久性の向上
	③修理等の容易化	④分解又は分別の容易化
	⑤再生資源及び再生部品の利用	⑥原材料等の工夫
	⑦収集・運搬の容易化	
(2) 脱炭素化に関する項目	①カーボンフットプリントの算定及び公表	②エネルギー使用とエネルギー効率の算定及び公表
	③その他の要素 (エネルギー消費量を抑制できる製品の利用等)	
(3) 再生資源事業者等との連携	①再資源化事業者等への情報提供	②再資源化事業者等による事前評価及び反映
	③関係者との連携	
(4) 安全性の確保	①製品の安全性が確保された設計の検討	②リチウム蓄電池等とその他の部品等の部品等の容易な分解又は分別
	③発火する危険性が高い製品の表示	
(5) その他	①水使用量の最小限化及び公表	②製品中の懸念物質の最小限化及び公表
	③製品に関する情報発信	④製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守
	⑤第三者による認証制度等の活用	

2.2 グリーン購入の取組の更なる促進に向けた対応

① 地方公共団体におけるグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

○ 地方公共団体等における取組の収集及び展開

- ✓ 特に事業者等における一斉調達・一斉回収等の優良事例を収集し、広く共有することで新たな事業者等が取り組みやすい環境構築を推進

○ 地方公共団体等において波及効果が見込まれる物品等の検討

- ✓ 各地方公共団体において独自に調達方針に定める品目（リサイクル認定製品、地産地消につながる製品等）に関する内容の情報収集・整理及び提供

○ グリーン購入の裾野の拡大について

- ✓ 地方公共団体、事業者、国民等に対する適切な情報提供・普及啓発の取組を推進
- ✓ 地方公共団体へのグリーン購入法の普及に向けて、都道府県が市区町村に働きかける体制の促進
- ✓ 教育、公共施設等における環境価値の「見える化」の促進のため、環境ラベルや環境配慮型製品等の環境性能などの施設内への掲示等について事例調査及び横展開を検討
 - 地方公共団体に対する適切な情報提供として、環境省Webサイトにおける地方公共団体取組事例データベースを拡充

○ 物品等調達集計の合理化について

- ✓ 実績の集計において、エクセルへの記入等の手間を減らすため、集計の合理化について検討

2.2 グリーン購入の取組の更なる促進に向けた対応

① 地方公共団体におけるグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応（つづき）

－ 地方公共団体等におけるグリーン購入の裾野の拡大に向けた取組状況等 －

○ 地方公共団体等における取組の収集及び展開

- ✓ 本年度の請負事業において、都道府県の調達方針を区域内的の市区町村が使用可能となるよう、各地方公共団体の調達方針、実績集計表の情報を収集し、公表

○ 地方公共団体等において波及効果が見込まれる物品等の検討

- ✓ 本年度の請負事業において、各地方公共団体における独自に調達方針において定める品目（リサイクル認定製品、地産地消につながる製品等）に関する内容の情報整理及び提供を実施し、公表

○ グリーン購入の裾野の拡大について

- ✓ 本年度の請負事業において、地方公共団体に対する適切な情報提供として、環境省Webサイトにおける地方公共団体取組事例データベースを見直し

2.2 グリーン購入の取組の更なる促進に向けた対応

② 環境ラベルの活用を通じたグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

○ 環境物品等の選択容易性の向上

- ✓ 判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨の併記
令和2年度3品目、令和3年度88品目、令和4年度15品目、
令和5年度2品目、令和6年度7品目、令和7年度25品目と順次拡充
（令和8年2月の閣議決定で累計**140品目**）
- ✓ 令和8年度においては定期見直し品目を中心に電子計算機等、オフィス機器等、設備分野の節水器具、給水栓、役務分野の機密文書処理などの見直しを予定。他の品目に係る環境ラベルの活用についても引き続き検討
- ✓ 調達者・消費者の選択容易性の観点から、引き続きエコマークの積極的な活用を進めていくとともに、環境ラベルの有効活用について検討

- 令和8年度（令和8年2月閣議決定）までに判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨を併記した分野・品目は下表のとおり **140品目**
- エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること

追加時期	品目数	環境ラベル活用分野又は品目
令和3年2月	3	トナーカートリッジ、インクカートリッジ、プラスチック製ごみ袋
令和4年2月	88	文具類（全85品目）、制服、作業服、清掃
令和5年2月	15	オフィス家具等（全12品目）、電球形LEDランプ、消火器、ベッドフレーム
令和5年12月	2	プロジェクタ、シュレッダー
令和7年1月	7	プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、携帯電話、スマートフォン、備蓄用作業服
令和8年2月	25	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、クリアーホルダー、クリアーファイル、テレビジョン受信機、帽子、靴、カーテン、布製ブラインド、タイルカーペット、タフテッドカーペット、ニードルパンチカーペット、織じゅうたん、毛布、ふとん、マットレス、作業手袋、集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ、太陽熱利用システム

2.2 グリーン購入の取組の更なる促進に向けた対応

③ 国による環境物品等に係る情報提供の拡充

○ 適切な情報提供・普及啓発

- ✓ 地方公共団体等への前記①に係る情報提供に加え、事業者及び国民等の理解を深められるように情報提供・普及啓発の方法等について検討

○ 調達者へのサポートの拡充

- ✓ 特定調達品目の適否、判断の基準等の要件に関する問い合わせについて、これまでのメール、電話に加え、ポットを活用したサポートの仕組み及びその運用について検討
- ✓ 問い合わせは、特定調達品目を製造・販売する事業者のほか、グリーン購入に取り組む民間事業者にも対応

○ 信頼性確保ガイドラインの改定検討

- ✓ 特定調達品目の判断の基準への適合の確認を行うための原則・手順等を定めた「特定調達物品等の表示の信頼性の確保に関するガイドライン」（平成23年2月策定、平成26年3月改定）の改定について検討

3. 特定調達品目検討スケジュール（案）

○ 提案募集	5月11日～6月11日
◆ <u>特定調達品目検討会（第1回）</u>	<u>8月3日</u>
○ 2段階基準活用懇談会	10月上中旬
◆ 特定調達品目検討会（第2回）	10月中下旬
○ 各省事前協議	10月下旬
○ 信頼性確保ガイドライン検討会	10月頃（P）
○ パブリックコメント	10月下旬～11月下旬
○ 資源有効利用促進法に基づく認定製品の調達に関する懇談会	12月上中旬
◆ 特定調達品目検討会（第3回）	12月中下旬
○ 各省協議	12月下旬～
○ 基本方針閣議決定	1月下旬
○ 基本方針説明会（6箇所7回+Webinar）	2月中旬～3月中旬